ご家族の方がお亡くなりになられた時の各種手続きのご案内

町民の方がお亡くなりになられた場合、下記に該当の方は２週間以内に手続きが必要となります。役場又は忠類総合支所、札内支所で手続きをしてください。

チェック	区　　分	必要なもの	お問い合わせ窓口
□	各医療カードの返還	国民健康保険者証	住民生活課国保医療係 直通（0155）54-6602
□		後期高齢者医療被保険者証	
□		入院･食事負担減額カード	
□		重度心身障害者医療費受給者証	
□		子ども医療費受給者証	
□		ひとり親家庭等医療費受給者証	
□		特定疾病カード	
□	葬祭費支給申請(国保の方)	国民健康保険証、印鑑	
□	葬祭費支給申請(後期の方)	後期高齢者医療被保険者証、 喪主の通帳、印鑑	
□	世帯主変更届		住民生活課戸籍住民係 直通（0155）54-6602
□	印鑑登録証の返還	印鑑登録証	
□	国民年金を納めていた方	国民年金手帳	
□	国民年金を受給されていた方	国民年金証書	
□	通知(個人番号)カードの返還	通知(個人番号)カード	
□	税金・使用料口座振替解約届	通帳、印鑑	税務課収納係 直通（0155）54-6603
□	公営住宅同居異動届	住宅契約書 (賃貸契約者がお亡くなりの ときは再度契約となります)	都市計画課住宅係 直通（0155）54-6623
□	上下水道使用者変更		水道課庶務係 直通（0155）54-6624
□	介護保険証の返還	介護保険被保険者証	保健課介護保険係 直通（0155）54-3811
□	介護保険資格喪失届		

※農地を相続した場合（１０ヶ月以内に農業委員会へ届出が必要です。）

□	農地法の規定による相続の 届出	印鑑	農業委員会 直通　　（0155）54-6625 忠類支局（01558）8-2111

※森林を相続した場合（相続開始の日から９０日以内に役場へ届出が必要です。）

□	森林の土地の所有者届出	(1)印鑑 (2)当該土地の位置を示す地図 (3)当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面	農林課林務係 直通　　（0155）54-6605